

受配電管理システム利用約款（新旧対照表）

|           | (新) 受配電管理システム利用約款（2023年8月1日実施）  | (旧) 受配電管理システム利用約款（2020年4月1日実施）  |
|-----------|---|---|
| 名 称       | 電気需給約款（低圧）  | 電気需給約款（低圧）  |
| II 契約の申込み | <p><b>5 利用契約の成立と契約期間</b></p> <p>(1) お客さまが本サービスの利用を希望される場合は、あらかじめ本約款の内容を承諾のうえ、当社所定の手続きに従い、<u>申込み（以下「本申込」といいます。）をしていただきます。この場合、当社は、次のいずれかに定める方法により、お客さまによる申込みを受け付けます。</u></p> <p><u>イ 口頭、電話により受け付ける方法</u></p> <p><u>ロ 当社所定の受配電管理システム利用申込書の授受等により受け付ける方法</u></p> <p>(2) 利用契約は、お客さまの本申込に対して、当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(3) 本申込によるお客さまの本サービスの契約期間は、6（利用の開始）(1)にもとづき定められた利用開始日から、運營業務委託契約書に定める有効期間満了日までといたします。</p>   | <p><b>5 利用契約の成立と契約期間</b></p> <p>(1) お客さまが本サービスの利用を希望される場合は、あらかじめ本約款の内容を承諾のうえ、当社所定の手続きに従い、<u>システム利用申込書によって申込み（以下「本申込」といいます。）をしていただきます。</u></p> <p>(2) 利用契約は、お客さまの本申込に対して、当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(3) 本申込によるお客さまの本サービスの契約期間は、6（利用の開始）(1)にもとづき定められた利用開始日から、運營業務委託契約書に定める有効期間満了日までといたします。</p>   |
|           | <p><b>6 利用の開始</b></p> <p>(1) お客さまは、当社が本申込を承諾した後、原則として、<u>お客さまが希望する</u>通電開始日またはお客さまと当社で別途定める期日（以下「利用開始日」といいます。）より本サービスを利用できます。ただし、利用開始日以前にお客さまが通電を開始した場合は、その日を利用開始日といたします。</p> <p>(2) 利用開始日以前にご利用開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって配電が開始されない場合を除き、電気の使用の有無にかかわらず利用開始日より料金は適用されます。</p>   | <p><b>6 利用の開始</b></p> <p>(1) お客さまは、当社が本申込を承諾した後、原則として、<u>お客さま記入の申込書内の</u>通電開始日またはお客さまと当社で別途定める期日（以下「利用開始日」といいます。）より本サービスを利用できます。ただし、利用開始日以前にお客さまが通電を開始した場合は、その日を利用開始日といたします。</p> <p>(2) 利用開始日以前にご利用開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって配電が開始されない場合を除き、電気の使用の有無にかかわらず利用開始日より料金は適用されます。</p>  |
| V 使用および配電 | <p><b>27 電気の使用に伴うお客さまの協力</b></p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電力会社等の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、配電設備を変更し、または専用配電設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</p> <p>ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</p> <p>ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合</p> <p>ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合</p> <p>ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが<u>発電設備（発電設備および蓄電池をいいます。）</u>を当社の配電設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとしたします。また、この場合は、法令で定める技術基準、その他の法令等に従い、当社の配電設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。</p> | <p><b>27 電気の使用に伴うお客さまの協力</b></p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電力会社等の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、配電設備を変更し、または専用配電設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。</p> <p>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</p> <p>ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</p> <p>ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合</p> <p>ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合</p> <p>ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが<u>発電設備</u>を当社の配電設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとしたします。また、この場合は、法令で定める技術基準、その他の法令等に従い、当社の配電設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。</p> |
| 附則        | 本約款は、 <u>2023年8月1日</u> から実施します。   | 本約款は、 <u>2020年4月1日</u> から実施します。   |